

## 第4回 大分市隣接校選択制検討委員会 議事録

1. 日 時 令和5年5月17日(水) 15:00~16:00
2. 場 所 大分市役所 議会棟3階 第4委員会室
3. 出席者

### ○検討委員会委員

委員長	山崎	清男
副委員長	小野	昭三郎
委員	平本	泉
委員	川野	君香
委員	酒井	美恵
委員	久保	隆
委員	高田	隆秀

### ○事務局

学校教育課長	江隈	英明
学校教育課参事	平田	敬二
学校教育課参事補	高橋	知美
学校教育課主査	上杉	幸喜
学校教育課主事	牧	修平

## 4. 次 第

- (1) 開会
- (2) 協議
  - ・ 報告書(案)について
  - ・ その他
- (3) 閉会

## 議事録

○事務局 ただいまから、第4回大分市隣接校選択制検討委員会を開会いたします。

5月15日付けの人事異動に伴いまして高田教育部長が委員に就任し出席しております。

ここからの進行は山崎委員長にお願いいたします。

○山崎委員長 皆さんのお手元にありますように、5月16日付けの大分合同新聞にこの検討委員会の記事が掲載されました。市民の方もこの記事を見て、情報共有していただければありがたいし、いい意味で注目してくださっているのではないかと思います。

これから、皆さんと報告書の作成に入るわけですが、これまでの協議で、皆さんから出された意見を振り返ってみたいと思います。平本委員からは、「距離や様々な事情によって、教育を自由に受けられる、選択できる権利も大事だと思う」「距離、部活、学校の特色などによって学校を選べる権利はありがたいと感じている」など非常に肯定的な意見でした。小野委員からは「実際に隣接校に通ったことで、良かった点や問題点をあげていただき、悪い部分は改善していくことで、より良い制度にしていくべきではないか」という意見で

した。酒井委員、久保委員、川野委員からは、見直しを踏まえ隣接校選択制の継続という意見でした。現行の隣接校選択制は課題があることは事実ですので、それを踏まえながら、どのように改善していくかということで、皆さんの意見が一致したと思っております。

それでは、資料1の報告書の協議に入っていきたいと思っております。こちらは案ですので、この案をベースにしながら皆さんからご意見をいただきたいと考えております。

○事務局 資料1をご覧ください。大分市隣接校選択制に関する報告書(案)でございます。それでは、読み上げさせていただきます。1ページ目をお願いします。

本市では、児童生徒、保護者が通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保することを目的に、平成21年度から隣接校選択制を実施している。毎年約300人の申請があり、平成21年度の実施からこれまでの間に、4,000人を超える方が申請し、希望する隣接校に通うことができている一方で、これまで500人以上の方が抽選により選外となっている状況である。制度導入から10年以上が経過し、社会情勢が大きく変化するなかで現状に即した制度となっているかなどについて、学区外就学を含めた本市の通学区域制度、隣接校選択制の現状や実績、また、他市における学校選択制の実施状況なども踏まえ、次の5つの項目について検討を行った。

#### ①学区外就学該当者の申請について

**【現行】**学区外就学の許可要件に該当する者は、学区外就学の申請を行うことで、希望する学校に通うことができる。しかしながら、現行、入学通知書(1月)が届いてからでないと学区外就学の申請を受け付けていないため、早く学校を決めたいと思う方は、隣接校選択制(申請期間:11月)を申請している。また、理由を問わず申請を受け付けているため、学区外就学該当者を除く純粋な隣接校選択制の利用者数が把握できていない。

**【検討結果】**隣接校選択制の申請と同じ時期に、学区外就学の申請も受け付けるようにすべきである。

#### ②隣接校申請者(新小1)における、中学校入学について

**【現行】**隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学しても、中学校入学時には、住所地によって中学校が指定される。隣接の小学校区の指定中学校を希望する場合は、あらためて、隣接校選択制の申請が必要となる。

**【検討結果】**隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学した場合、中学校入学時には、学区外就学の手続きにより、在籍小学校区の指定中学校に入学可能とするべきである。ただし、指定中学校が2校に分かれる小学校については、自宅から近い中学校のみを学区外就学で許可するべきである(自宅から遠い中学校を希望する場合は、これまでどおり隣接校選択制の申請が必要)。

#### ③距離要件の設定について

**【現行】**申請理由が距離(指定校より隣接校の方が著しく近い)であっても、受入定員を超える申請があった場合は抽選となり、希望する隣接校に通うことができない場合もある。

【検討結果】学区外就学の許可要件として「距離要件」を設けるべきである。

・小学校

自宅から指定校までの距離が 1.5 km 以上であり、かつ、自宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ 1/2 以下になる場合

・中学校

自宅から指定校までの距離が 2.5 km 以上であり、かつ、自宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ 1/2 以下になる場合

④受入定員について

【現行】現有施設で対応することとし、余裕教室や今後の児童生徒数の推移も踏まえ、校長と協議の上、受入定員を設定している。5 人刻みで、5 人～30 人の範囲で設定している。1 人でも受入定員を超える申請があれば、抽選を行っている。

【検討結果】これまでどおり受入定員は設定すべきである。ただし、受入定員を超える申請があった場合は、校長と受け入れ可能か協議できる余地を残すべきである。

⑤選択可能校について

【現行】市内中心部や周辺部など地域によって、選択できる学校数に違いがある。

【検討結果】隣接校の隣接校まで選択可能にすると通学距離が長くなる。通学の安全面を考慮すると、これまでどおり隣接校に限り選択可能とするべきである。

以上の検討結果を踏まえ、引き続き、児童生徒、保護者が通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保するために、隣接校選択制及び学区外就学の現行制度の見直しを行うことが必要と考える。今後は、隣接校選択制による教育的効果の検証結果や社会情勢の変化を注視するとともに、児童生徒や保護者にとって、さらにより良いものになるように、適宜、制度の見直しを行うことが必要と考える。説明は以上でございます。

○山崎委員長 まず、皆さんに確認しておきたいことは、検討した 5 項目の検討結果について間違いがないかということです。次に、文章表現も含めて、こうした方が良いののではないか、こうした方が分かりやすくなるのではないかなど、お気づきの点があればお願いします。

○久保委員 ①の学区外就学該当者の申請についての検討結果についてです。現行は 1 月に入学通知書が配付されていますが、今後はそうではなくなるということですか。

○事務局 入学通知書の発送時期は変えずに、入学通知書が届いてない段階で、学区外就学の申請を受け付けることとなります。

○久保委員 自分の指定校がどこか分かるのでしょうか。

○事務局 秋頃の就学時健康診断は指定校で行われますので、その段階で指定校がどこか分かります。

○酒井委員 隣接校選択制は 11 月の申請期間後、就学する学校が年内に決まりますが、この学区外就学の場合は入学通知書には指定校が記載されるのでしょうか。

○事務局 あらかじめ学区外就学を申請することで、それを踏まえた形での入学通知書になります。

○山崎委員長 私から提案がございます。資料 1 の報告書（案）はあくまで素案ですので皆さんの意見をいただきながら作成したいと思います。まずは、報告書としての体裁を整え

ることが必要と考えます。

まず、タイトルですが、現在「大分市隣接校選択制に関する報告書」とありますが、例えば「大分市隣接校選択制見直しに関する報告書」のように「見直し」という文言を加えるのか、また「改正」や「修正」といった文言を加えるのかといった点を議論いただきたいと思います。

次に、それぞれの段落に、「Ⅰ はじめに」や「Ⅰ 本報告書の位置づけ」、「Ⅱ 検討項目」、「Ⅲ 終わりに」「Ⅲ 今後の方向性」といった見出しを付けること。

次に、【現行】や【検討結果】の部分については、もう少し具体的な表現、また、わかりやすいように文言を付け加えた方が、より丁寧ではないかと考えます。

最後に、委員会の開催日時と検討内容、また、委員の名簿も付けた方が良いと思います。

私の提案としては、委員の皆さんに、資料1の報告書(案)を確認していただき、その内容に大きな間違いがなければ、後は、体裁を整えるという意味で、私の方で修正させていただきたいと思います。

それでは、ご意見がありましたらお願いします。平本委員いかがでしょうか。

○平本委員 4番の受入定員についてです。検討結果では「これまでどおり受入定員は設定すべきである。ただし、受入定員を超える申請があった場合は、校長と受け入れ可能か協議できる余地を残すべきである。」とありますが、その言葉の裏には、「何名程度」とするということと、定員もぎりぎりで設定するのではないということ、また、余地という部分が、例えば、どういう内容で、本当に困っていてその学校に通いたいという方が1人、2人くらいの場合であればということが、これまでの議論だったと思います。これを読んだときに、定員はあってないようなものと受け取られてしまう可能性があるのではないかと思います。「これまでどおり受入定員は設定するが、万が一定員を超えた申請があった場合、本当に必要なときは、校長と受け入れが可能かどうかの協議ができる余地を残す」といった内容の表現にしたらいのではないかと思います。

○山崎委員長 文言を付け加えた方が、より分かりやすいし、より丁寧になるということですね。

まず、報告書のタイトルについて、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。「報告書」のままでもよいですし、「見直し」や「改正」という文言を加えることも考えられます。高田委員いかがでしょうか。

○高田委員 「見直し」となると、その部分が大きく捉えられる場合が懸念されます。今回の場合は、大筋で継続ということなので、ソフトにいけるとよいのかと思います。

○山崎委員長 そうですね。ただ、見直しの部分も少しあります。

○久保委員 「見直し(改正)」がいいと思います。「修正」と「改正」となると「改正」だと思います。

○山崎委員長 そうですね。「修正」ではないですね。

○酒井委員 「見直し」か何かの言葉はあったほうが分かりやすいのかと思います。

○小野委員 これまで、見直すということで協議してきたので、「改正」や「修正」などの言葉になると思います。変わりますということが分かる言葉の方がよいと思います。

○平本委員 やはり変わっているとは思っているので、私は「改正」でよいのではないかと思います。

○山崎委員長 言葉を選ぶのは難しいですね。「改正」となると、かなり大きく変わるという感じがしますね。川野委員いかがでしょうか。

○川野委員 「見直し（改正）」が妥当かと思います。

○山崎委員長 皆さんの意見を伺いますと、「改正」か「見直し」かということで、変わっていることが分かれればよいのではないかというご意見だったと思います。この点についても、私と事務局で調整させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○山崎委員長 それではそのようにさせていただきます。事務局から何かありませんか。

○事務局 ございませぬ。

○山崎委員長 わかりました。現行や検討結果の書き方については、言葉を付け加えていただき、わかりやすいようにしていただければ良いと思います。また、最後には見直しが必要ということを提言しておきたいと思います。そういった点については、私と事務局に一任していただければ、責任をもって作成したいと思います。皆様には、内容についてこうした方がいいとか誤解されるようなところがあれば、お聞きしておかなければいけません。言葉の表現でも結構ですので、わかりやすくしていきたいと思います。2 ページ目の距離要件について、よりはっきりさせるために「学区外就学の距離要件設定」と入れた方がわかりやすいとかですね。事務局から提示していただいた資料に大きな齟齬はないと思いますが、わかりやすくすることが大事ですので、お気づきのところがあればお願いしたいと思います。報告書の案をベースにどのような報告書を作成するかということが本日の大きな議題です。齟齬がないか確認いただき体裁を整えた上で、作成した報告書は確認のために前もって委員の皆さんにお配りしたいと思います。

このことに関して事務局から何かありませんか。

○事務局 ございませぬ。

○山崎委員長 平本委員いかがでしょうか。

○平本委員 これまでありがとうございます。非常に勉強になりました。私が隣接校選択制を利用している保護者であることを最初にお話ししましたが、これ程、奥深い制度であるということを知りませんでした。報告書についてはわかりやすく明確でした。今後、子どもたちが自分に合った学校に行けると良いと思います。

○山崎委員長 川野委員いかがでしょうか。

○川野委員 私は保護者として、また、大分市子ども会育成連絡協議会の理事として参加していますが、今回の検討委員会により、更に多くの方が隣接校選択制の利用や学区外就学手続きで、指定校以外の学校に通う方が増えていくと思います。それに合わせて子ども会でも入会しやすい環境づくりや行事を進めていきたいと考えています。

○山崎委員長 小野委員いかがでしょうか。

○小野委員 私の近所の何人かの子どもは指定校ではない学校に通っていますが、地域の結びつきともいえる子ども会がうまくいくのかという思いはあります。仲間外れになっているような家庭もありますので、その辺りを上手くカバーしていくために、子ども会に入ってくださいと働きかけています。小学校に通う頃は地域の学校に通うのが良いのではないかというのが持論ですが、指定校ではない学校に通いたいという願いもあります。制度を続けていく上で、価値観の多様性のみを重視すると大変なことになりますので、地域の学

校に通うこととの兼ね合いがあるかと思えます。

また、お尋ねしたいのですが、隣接校選択制に関して何か具体的な問題が挙がったり、保護者から教育委員会に相談があったりしますか。

- 事務局 既に年長の子を持つ保護者の方から隣の学校への入学を希望しているがどうしたらよいかという問い合わせはあります。その場合、隣接校選択制や、学区外就学の要件に該当すれば、指定校以外の学校へ通うことができることを案内しています。
- 小野委員 それだけ皆さんが隣接校選択制を知ってきているということですね。
- 山崎委員長 酒井委員いかがでしょうか。
- 酒井委員 小学校に入学する子どもと学校が最初に対面するのが就学時健診の時です。指定校ではない学校へ就学したいという思いを持つ方についても、指定校で就学時健診を受けていただくように案内することになっています。就学時健診の受付時に保護者から「実はこういった理由から指定校ではない学校を考えています。」といった情報に初めて触れることとなります。就学時健診は10月頃に実施しますので、理由によっては1か月後の11月に隣接校選択制を申し込んでくださいと案内しているのが現状です。今後、学区外就学の申請が早まると、就学時健診の段階で学区外就学と隣接校選択制の両方を説明して、該当する手続きを取ってもらうことになるのかなと思いつながりながらお話を聞いていました。また、最終的に何人が学校に入学してくるのが、住所の情報だけではわからなくなると、学級数に関わってきますので、学区外就学に何名該当するのか、隣接校選択制により何名が入学するのかといったところを教育委員会と情報共有しながら児童数を把握していかなければならないと思いました。
- 山崎委員長 学校現場が直面する問題になりますので、手続きについて早く、わかりやすいように情報共有できればということでした。久保委員いかがでしょうか。
- 久保委員 これまで隣接校選択制の検討をしてきましたが、内容的には学区外就学の検討もあったかと思えます。先程ありましたように、隣接校選択制と学区外就学を明確にした方が良く感じました。広く言えば学校選択制の検討なのかなと感じます。今後、1月に届く入学通知書がほぼ決定という形になり、入学予定者の情報が学校に上がってきますので、酒井委員から出ましたように、10月の就学時健診時に学校としてのアナウンスが今年度からスムーズになると良いのかなと思いました。
- 山崎委員長 高田委員いかがでしょうか。
- 高田委員 教育委員会では子どもたちや保護者の皆様のために、安全面や教育的効果も踏まえてより良い制度になるようここまできたと考えています。今回、このような良い見直しをしていただきましたので、これから隣接校選択制を利用する方が増えてくるかと思っています。一方で、学校区につきましては、これまでの歴史的経緯や、地形的な部分もあると思いますが、そのようなところをまちづくりや自治会というところも含めて守ってこられた方もいらっしゃると思います。地域は大分市全体として非常に大事なことだと思っていますし、そのバランスを教育委員会として注視していきます。地域を活かしながら今後見直していく部分があれば、また考えていきたいと思っています。今回決めていただいたことを実行する側として、しっかりと受け止めながら進めていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。
- 山崎委員長 本委員会は学校選択制に関する委員会であり、学区外就学の話もありました。

隣接校選択制をベースに置きながらも、学区外就学をどのように捉えていくのかについても検証しながら考えていかなければいけません。これは隣接校選択制の見直しに関する報告書であることは間違いないですが、学校が変わるという意味では学区外就学も出てきます。地域との関わりについては様々な議論があるかと思いますが、学校が変わることによって地域の子どもが仲間はずれになることは言語道断であり、あってはいけないことです。そのような中で改めて子ども同士、大人同士の関係作りが大事になってきます。学校が変わるからといって地域と無縁になるわけではありません。例えば、市立以外の学校に行っている子は地域と全く関係ないかといえばそのようなことはありません。その辺りはよく考えていかなければいけないと思います。いずれにしても、隣接校選択制は改善すべき点が次々と出てくると思いますので、最後に書かれているように適宜見直しが必要であるということです。指定校制から隣接校選択制が出てきたのは事情がありますが、だからといって隣接校選択制ですべてうまくいくわけではありません。それでは、どのように見直していくのかということを含めて、適宜見直していくことが必要ということが一つの結論になるかと思います。最後に確認ですが、皆さんからいただいたご意見に基づき報告書の案を作成しました。本日いただいた意見を基に再度見直しをしますが、作成の上で皆様からいただいた意見を大きく変えることはありません。よりわかりやすくする形で報告書を作成していきます。その報告書の作成は私と事務局に一任していただければと思います。また、作成したものは皆さんにフィードバックしてまたご意見をいただきたいと思います。

最後にその他として、皆さんから何かございますか。

(「なし」の声)

○山崎委員長 それでは、事務局にお返しします。

○事務局 山崎委員長ありがとうございました。それでは、報告書(案)が調整でき次第、確認いただくため、委員の皆様へ送らせていただきます。

これをもちまして、第4回大分市隣接校選択制検討委員会を終了いたします。今回の会議で検討委員会は最後になります。委員の皆様方にはご多忙のところ、長期間にわたりご協議いただきまして誠にありがとうございました。